

貴法人から申請のあった指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

平成20年11月25日

始良・伊佐地域振興局長 浜崎 研



記

1 事業所の名称

障害者支援施設 喜びの里短期入所事業

2 事業所の所在地

始良郡加治木町日木山2455-1

3 申請者の名称

社会福祉法人ともしび会

4 主たる事務所の所在地

始良郡加治木町日木山2455-1

5 代表者の氏名

崎元 哲郎

6 指定年月日

平成20年12月 1日

7 有効期間

平成26年11月30日

8 指定障害福祉サービスの種類

短期入所[▽]

9 主たる対象者

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
短期入所		○	○	

10 事業所番号

4612815052

11 その他

法第41条第1項の規定により6年ごとに更新を受けなければ、上記有効期間の経過によって指定障害福祉サービス事業者の指定効力を失いますので、引き続き指定を受けたい場合、有効期間内に法第41条第2項の規定により更新の申請手続きをしてください。

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域生活拠点事業の実施（第4条—第11条）

第3章 一時保護事業（第12条—第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化及び高齢化を見据え、障害者等が、単身であっても住み慣れた地域で長く安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供することができる仕組みを構築することを目的として、地域生活支援拠点等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、地域生活支援拠点等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点及び面的な体制をいう。

2 この告示において「地域生活支援拠点等における機能」とは、次の各号に掲げる事業を実施する機能をいう。

（1）相談（緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援及び連絡調整をすることをいう。）

（2）緊急時の受入れ及び対応（短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、障害者等の状態変化、介護者の急病等の緊急時に受入れ及び対応をすることをいう。）

（3）体験の機会及び場の提供（病院又は施設からの地域移行、父母からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用、一人暮らし等の体験の機会及び場を提供することをいう。）

(4) 専門的人材の確保及び養成（医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障害が重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応をすることができる人材の養成をすることをいう。）

(5) 地域の体制づくり（地域の様々なニーズに対応することができるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等をするをいう。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた機能

3 前2項に定めるもののほか、この告示で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）で使用する用語の例による。

（実施主体等）

第3条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、始良市とする。ただし、市長は適切な運営が確保できると認められた社会福祉法人等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

第2章 地域生活拠点事業の実施

（地域生活支援拠点の整備及び運営の方法）

第4条 地域生活支援拠点の整備及び運営は、始良市自立支援協議会設置要綱（平成25年始良市告示第408号）に規定する協議会（以下「協議会」という。）において、地域の現状分析及び必要な地域生活支援拠点等における機能の整理を行い、地域生活支援拠点における機能について定期的に評価して、一定の水準を確保するものとする。

（拠点機能事業所）

第5条 拠点機能事業所は、第2条第2項に掲げる事項のいずれか1以上の事項を行う事業を実施する機能を担うものとする。

2 拠点機能事業所は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業所とする。

(1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所であること。

(2) 指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所であること。

(3) 指定一般相談支援事業者の指定に係る一般相談支援事業所であること。

(4) 指定特定相談支援事業者の指定に係る特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者の指定に係る障害児相談支援事業所であること。

(5) 法第77条第1項第3号に規定する事業の委託を受ける者の当該委託に係る事業所であること。

(事業所の登録)

第6条 拠点事業を実施する事業所は、その事業所等において第2条第2項に掲げる事項のいずれか1以上の事項を行う事業を実施する機能を担う旨を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に規定し、始良市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとし、該当を証する書類及び運営規程等の写しを申請書に添えて提出しなければならない。

(1) 鹿児島県から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。

(2) 鹿児島県から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業所の指定を受けていること。

(3) 始良市又は他市町村から指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、協議会における協議を踏まえ、速やかに認定の可否を決定し、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、始良市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、拠点機能事業所について、その名称、所在地、連絡先及び拠点機能事業所として担う地域生活支援拠点等における機能並びに法人等名称を公表し、鹿児島県その他の機関に対して必要な情報を提供することができる。

(登録事業所の変更)

第7条 前条第3項の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、始良市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録事業所の廃止等)

第8条 登録事業所は、拠点事業を廃止、休止又は再開するときは、その1か月前までに始良市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 登録事業所の長は、拠点事業を実施した場合は、速やかに始良市地域生活支援拠点等事業実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（調査及び取消し）

第10条 市長は、登録事業所に対し、必要に応じて拠点事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業所の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、始良市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第6号）により登録事業所に通知するものとする。

（拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額の算定）

第11条 登録事業所は、法令の規定に基づき、拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額について、拠点機能事業所が担う地域生活支援拠点等における機能に係る費用の額を加算して算定することができるときは、適切に当該費用の額を加算して算定するものとする。

第3章 一時保護事業

（対象者）

第12条 この事業の対象者は、原則として始良市内に住所を有する（始良市に住所を有していないが、始良市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者を含む。）18歳以上65歳未満の障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1） 養護者による障害者虐待を受けて生命又は身体に危険が生じている者若しくはそのおそれがある者

（2） 養護者が急病、死亡等により適切な養護を受けることができない状態にある者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が一時保護を行う必要があると認める者

（一時保護の実施）

第13条 市長は、養護者による障害者虐待を受けたと思われる旨の通報又は届出があった場合において、関係者による個別ケース会議を開催し、障害者の一時保護が必要であると決定したときは、一時保護の受入れが可能なサービス提供事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して一時保護を行うものとする。

2 市長は、一時保護の形態として、法による障害福祉サービスが利用可能な者にあつては、契約によるサービスの利用により一時保護を行い、障害福祉サービスの対象とならず、一時保護を認める者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号に規定するや

むを得ない事由による措置として一時保護を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者について一時保護を行うときは、始良市地域生活支援拠点等事業一時保護依頼書（様式第7号）を受託事業者に提出するものとする。

（一時保護の受入れ）

第14条 受託事業者は、施設入所支援又は短期入所その他一時保護に適切なサービスをするに足りる専用居室の設備及び職員配置がなされた施設で、市長からの一時保護の要請により、必要なサービスを提供するものとする。

（事業の委託料）

第15条 市長は、一時保護を実施した受託事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）により算定した次の各号に掲げる委託料を支払うものとする。この場合において、一時保護を実施した際に実施しなかったサービスがあるときは、当該サービスに係る委託料を加算しないことができる。

- （1）一時保護のための障害福祉サービスの提供 福祉型短期入所サービス費（I）区分6
- （2）緊急短期入所受入加算（I）
- （3）送迎加算
- （4）食事提供加算

（請求等）

第16条 一時保護を実施した受託事業者は、始良市地域生活支援拠点等事業一時保護事業報告書兼請求書（様式第8号）により、前条に規定する額の委託料を市長に請求するものとする。

第4章 雑則

（遵守事項）

第17条 登録事業所及び受託事業者（以下「登録事業所等」という。）は、第2条第2項に規定する事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族等の権利の擁護に十分留意しなければならない。

- 2 登録事業所等は、地域生活拠点等事業の実施の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5年間保存しなければならない。
- 3 第2条第2項に規定する事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及び保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守

し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、地域生活拠点等事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱の廃止)

2 始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱（平成29年始良市告示第367号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、廃止前の始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正)

4 始良市地域自立支援協議会要綱（平成25年始良市告示第408号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(準備行為)

5 この告示による始良市地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

様

始良市長



始良市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日付けで申請のあった始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第3項に規定する事業所として、次の通り登録したので通知します。

（フリガナ） 事業所名称			
事業所種別・番号			
事業所の所在地	（〒 - ）		
事業所連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		
拠点事業として担う業務	<input type="checkbox"/> （1）相談 <input type="checkbox"/> （2）緊急時の受け入れ対応 <input type="checkbox"/> （3）体験の機会・場 <input type="checkbox"/> （4）専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> （5）地域の体制づくり		
登録年月日	年 月 日		
備考			

始良市長 殿

申請者 所在地
 （設置者）名 称
 代表者
 電話番号

始良市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	所在地	
	（フリガナ） 名称	
	事業所種別 ・番号	
変更事項		変更内容
1	申請者（設置者）の名称	（変更前）
2	申請者（設置者）の主たる事業所の所在地、連絡先	
3	代表者の職・氏名、住所	
4	事業所名称	（変更後）
5	事業所所在地、連絡先	
6	その他	
変更年月日		年 月 日

始良市長 殿

申請者 所在地
 （設置者）名 称
 代表者
 電話番号

始良市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり廃止・休止・再開したので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
	事業所種別・番号	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
現に拠点事業にて受け入れている者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から	年 月日まで

始良市長 殿

申請者 所在地
 （設置者）名 称
 代表者
 電話番号

始良市地域生活支援拠点等事業実績報告書

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

対象者	住所			
	フリガナ		生年月日	
	氏名		受給者番号	

事業所	名称			
	種別・番号			

拠点機能	利用期間						
相談	年	月	日	から	年	月	日まで
緊急時の受け入れ対応	年	月	日	から	年	月	日まで
体験の機会・場	年	月	日	から	年	月	日まで
専門的人材の確保・養成	年	月	日	から	年	月	日まで
地域の体制づくり	年	月	日	から	年	月	日まで
支援内容							

※必要に応じ支援内容がわかる書類を添付すること。

様

始良市長



始良市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

始良市地域生活支援拠点事業所としての登録について、始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第10条第2項の規定の規定により取り消したため、同条第3項の規定により次のとおり通知します。

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由

様

始良市長



始良市地域生活支援拠点等事業一時保護依頼書

始良市地域生活拠点等事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり一時保護を依頼します。

一時保護の対象者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	〒
一時保護期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
地域拠点事業所名		
一時保護理由	1 養護者による障害者虐待 2 施設従事者等による障害者虐待 3 使用者による障害者虐待 4 養護者の死亡 5 養護者の急病 6 その他 ()	

始良市長 殿

請求者 住所
 法人名
 施設名称
 代表者

始良市地域生活支援拠点等事業一時保護事業報告書兼請求書

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第16条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
 2 内 訳

対象者氏名			
対象者生年月日			
一時保護理由 (該当に○)	1 養護者による障害者虐待 2 施設従事者等による障害者虐待 3 使用者による障害者虐待 4 養護者の死亡 5 養護者の急病 6 その他 ()		
一時保護期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
請求内訳	(1) 一時保護のための障害福祉サービスの提供 福祉型短期入所サービス費 (I) 区分6 _____ 円 (2) 緊急短期入所受入加算 (I) _____ 円 (3) 送迎加算 _____ 円 (4) 食事提供加算 _____ 円 合計 _____ 円		
振込先	金融機関名	銀行・金庫	支店・本店
	店舗名	農協・組合	支所・出張所
	預金種別	普通・当座	
	フリガナ		
	口座名義人		